

## 理事会の構成及び運営に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は特定非営利活動法人えんばわめんと堺の定款第28条に基づき、理事会及び運営に関する事項の付帯として定めることを目的とする。

### (理事の構成)

第2条 他の同一の団体の理事であるもの、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が理事総数の3分の1を超えないこと。

### (理事会の運営)

第3条 理事会の決議に当たっては、当該決議についての特別の利害関係を有する理事を除いた上で行なう。

### (改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

### 附則

この規程は、2021年 3月15日から施行する。